

平成 年 月 日

様

鹿角市長

かづの de “ふるさとライフ” 奨励金交付決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました奨励金については、かづの de “ふるさとライフ” 奨励金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 奨励金の決定額 _____

2 建物の所在地 _____

(参考)

◎ 奨励金の返還について

- (1) 当該奨励事業により修繕等をした建物を交付決定通知の日から 1 年以内に取り壊したとき。
- (2) 当該奨励事業により修繕等をした建物を交付決定通知の日から 1 年以内に転売又は賃貸借契約を解除したとき。
- (3) 要綱第 5 条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が返還の必要があると判断したとき。